

平成15年7月3日

資料2

離婚時の年金受給権分割制度について

目 次

1 离婚や年金受給に関する最近の状況	1
2 現行の年金制度における取扱い	2
3 民法における離婚時の財産分与の規定	3
4 判例における離婚の際の財産分与時の年金の取扱い	5
5 离婚時の年金受給権分割制度の必要性	7
6 主要国における離婚時等の年金の取扱い	11
7 离婚時の年金受給権分割に関する論点（例）	
(1) 年金受給権分割の位置付け	15
(2) 年金受給権の分割割合	19
(3) 年金受給権分割の対象となる年金受給権及び離婚	21
(4) 年金受給権分割の手続き	22
(5) 婚姻期間中の年金受給権分割について	22
図表編	23

1 離婚や年金受給に関する最近の状況

女性の老後の所得保障の必要性

- 平均寿命の男女差等から女性の老後期間は長く、核家族化の傾向と相まって、女性が人生の最後を単身で過ごす可能性が高まっている。一方、高齢の単身女性の所得水準は高齢の単身男性や高齢者夫婦等と比べて低く、どのような老後保障を女性に対して行うかは重要な課題となっている。（図表1～7）

離婚件数、特に中高齢者の離婚件数の増加

- また、近年、離婚件数、とりわけ中高齢者等の比較的同居期間の長い夫婦における離婚件数が増加しているが、男女の間で年金受給額には大きな差があるため、十分な就労所得を得ることも難しい中高齢期に離婚した女性は、老後の所得水準が低いことが多いと指摘されている。（図表8～10）

2 現行の年金制度における取扱い

基礎年金と報酬比例年金

- 昭和60年改正において、基礎年金制度の導入により、生活の基礎的な部分に対応する年金給付については、夫と妻それぞれに対して支給されることとなった。しかしながら、報酬比例年金部分については、被保険者本人にのみ支給され、離婚した配偶者には、報酬比例部分については直接的な権利がない仕組みとなっている。また、離婚の際の財産分与時の年金の取扱いについても、判例では確立された取扱いはみられない。(後述)

年金受給権の一身専属性（図表11）

- 各年金法においては、年金給付を受ける権利について、「譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない」ことが規定されている。（国民年金法第24条、厚生年金保険法第41条第1項等）
- この規定は、受給権者の権利を保護する趣旨で設けられている。もしこのような制限がなければ、稼得能力を失い、あるいは働き手を失った受給権者が、一時的な利益のために年金受給権を譲渡したり、担保に供したりした場合、あるいは年金受給権が他人によって差し押えられた場合、年金が老後の生活を保障するものとならず、長期にわたって国民の生活の安定を図る年金制度の趣旨に沿わない事態が生じるおそれがある。
- このようなことから、年金の受給権は、受給権者の一身に専属するものであるとされている。また、年金の受給権は、受給権者の死亡により消滅し、相続の対象とならない。

3 民法における離婚時の財産分与の規定

現在の民法の規定

- 現在の民法は、夫婦別産制の下（法第762条第1項）、法第768条において、離婚の場合に財産分与請求権を認めている。その際、当事者間の協議が調わないとき等には、家庭裁判所が、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めることとされている。

「民法の一部を改正する法律案要綱」（平成8年2月）

- 平成8年2月に法制審議会において決定された「民法の一部を改正する法律案要綱」の中では、離婚時の財産分与額及び方法に関するルールについて、より明確な規定となっている。具体的には、
 - ① 財産分与の際に家庭裁判所が考慮する「その他一切の事情」について、当事者双方が協力して取得又は維持した財産の額、各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入といった、具体的な考慮要素を規定している。
 - ② 考慮要素の一つである「当事者双方の財産取得、維持に対する寄与の程度」については、その違いが明らかでないときには、「相等しい」ものとするとしている。
- なお、本要綱に基づいた民法改正案は、いまだ国会に提出されていない。

民法の離婚時の財産分与の規定等

民法762条第1項(夫婦別産制)

夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産はその特有財産とする。

民法768条

協議上の離婚をした者の方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。

- 2 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。
- 3 前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。

民法の一部を改正する法律案要綱(平成8年2月26日、法制審議会総会決定)

第六 協議上の離婚

二 離婚後の財産分与

- 1 協議上の離婚をした者の方は、相手方に対して財産の分与を請求することができるものとする。
- 2 1による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるものとする。ただし、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでないものとする。
- 3 2の場合には、家庭裁判所は、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るために、当事者双方がその協力によって取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮し、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものとする。この場合において、当事者双方がその協力により財産を取得し、又は維持するについての各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。

4 判例における離婚の際の財産分与時の年金の取扱い

判例において確立された取扱いはみられない

- 判例において確立された取扱いはみられないが、下級審では、扶養的財産分与として、受給している年金の一部に相当する金額を定期的に元の配偶者に支払うことを命じた判決（横浜地判平成11年7月30日。但し、高裁判決（平成13年1月18日）では離婚請求そのものが棄却されたため、確定判決ではない。）がある。
(図表12)

判決にみられる離婚の際の財産分与時の年金の取扱いにおける限界

- 判決にみられる離婚の際の財産分与時の年金の取扱いについては、以下の限界が指摘される。
 - ① 年金受給権の一身専属性との関係から年金受給権の分割や譲渡ができないため、年金受給者本人に支払われる年金の一部に相当する金額を、定期金債務の形で元の配偶者に支払うことを命じるという方法がとられている。
 - ・ この場合、年金受給者が定期金債務の形での支払いを履行しない場合には、強制執行の方法によらざるを得ない。
 - ・ また、年金受給者が死亡すると、定期金債務も消滅するのではないかという問題がある。
 - ・ また、いわゆるクリーン・ブレーク（＝離婚後はお互いに関わりを一切持たないこと。）にはならない。

- ② 離婚時点で年金受給権が発生している、或いは離婚時に64歳である等極めて近い将来に年金受給権の発生が期待される場合を除いて、将来発生する年金受給権については、離婚時の清算の対象とすることを否定する判決がみられる。（「不確定要素の多いものをもって夫婦の現存共同財産とすることはできない。」（東京高判昭和61年1月29日。）とされている。）
- ③ 受給権発生後の年金を離婚時の清算の対象とする場合であっても、定期金債権である年金は、不動産や預貯金といった離婚時点で財産価額が確定している財産権とは性質が異なるものであることから、財産分与の方法としては、一時払いでもって清算することに代えて、定期金の支払いを命ずることがある。

5 離婚時の年金受給権分割制度の必要性

女性と年金検討会の提言

- 離婚件数、特に中高齢者等の比較的同居期間の長い夫婦における離婚件数が増加する一方、男女の間の年金受給額には大きな開きがある中で、高齢単身女性世帯の貧困問題等も生じている。

女性と年金検討会では、こうした社会の実態や、現在の年金制度や判例における離婚時の財産分与における年金の取扱いを踏まえ、老後生活を支える価値ある年金保障という年金制度の趣旨に鑑み、婚姻期間中に想定される被保険者とその家族の生活保障の理念を離婚後にも拡張し、「夫婦二人の老後生活を支える年金が離婚してもなおそれぞれの生活を支えるものとなるよう、離婚時に夫婦の間で年金の分割が可能となるような仕組みを講じる方向で検討を続けていくことが適当である。」と提言されている。

年金受給権の一身専属性に離婚の場合の例外を設ける方法（年金額分割）

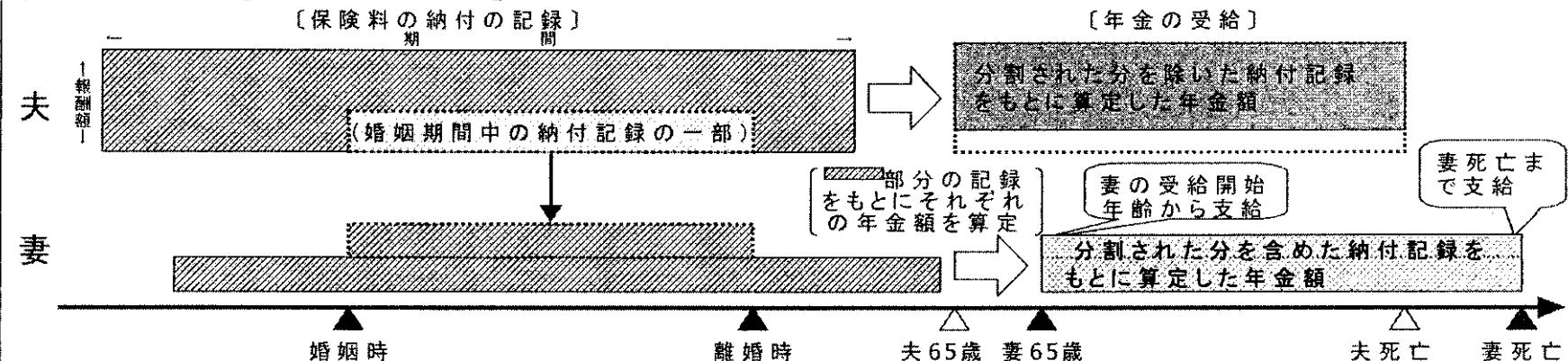
- この場合に、ひとつ的方法として、年金受給権の一身専属性について、離婚の場合の例外規定を設けて受給する年金額の分割を可能とする方法（=離婚した元夫婦間に限り、受給する年金の差押え、譲り渡し等を可能とする。）が考えられる。
 - ・ この方法では、分割された年金額を社会保険庁から直接夫婦それぞれに支給する仕組みとすれば、年金受給者が定期金債務の形で支払いを履行するかどうかといった問題は生じない。
 - ・ しかしながら、年金受給権が年金受給者の権利であることには変わりないことから、その死亡により年金受給権は失権し、それ以後は元の配偶者は受給できないという限界は解消されない。

- ・ また、将来受給する年金額については、被保険者の死亡等の事情により、受給権が現実に発生するかどうか、どの程度の期間年金が支給されるかが決まるなど不確定要素が多く、裁判上の財産分与において、その対象となるかどうかという論点も存在する。
- ・ なお、協議離婚、裁判離婚のどちらの場合にも年金額分割を可能とすることが考えられるが、この場合、分割割合の定め方や分割手続き等について、年金法にルールを定めることが必要である。

離婚時の年金受給権分割制度の必要性

- 前述した、判決にみられる離婚の際の財産分与時における年金の取扱いの限界に対応するためには、年金額分割の方法だけではなく、離婚時に夫婦の間で年金受給権の分割が可能となる制度（離婚時に夫婦それぞれの年金受給権が増減する仕組み。）を創設することが必要ではないかと考えられる。
 - ・ この場合、離婚時に夫婦それぞれの年金受給権が増減することとなるので、年金受給者が定期金債務の形で支払いを履行するかどうかといった問題は生じない。
 - ・ 元の配偶者の死亡によって年金受給権が失権することはない。離婚後のクリーン・ブレークも可能となる。
 - ・ 将来発生する年金受給権を年金受給権分割制度の対象とするかどうかについては、検討が必要である。

【年金受給権を分割する方法】



【支給される年金額を分割する方法】

